慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	プロコピウス「アネクドータ」の経済記事
Sub Title	The economic inscription of procopius of Cæsarea in his anecdota or secret history
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.7 (1953. 7) ,p.512(20)- 531(39)
JaLC DOI	10.14991/001.19530701-0020
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530701-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

プロコピウス「アネクドータ」の經濟記事

宇尾野久

序

現在吾々が抱く歴史への關心を私は端的にカエサレアのプロコピウスの「アネクドータ」(祕史)によつて追求したいと思う。

歴史家が人類の不幸を招いた時代にどのように處したかが私の現在の最もナイーヴな關心であり、之をプロコピウスの私的な人間形成の問題として又は支配者達のあばかれた人間性の問題としてではなく、ヘレニズムとヘブライズム(註)の結節點としてのヴィザンツの史的な舞臺の上で取り上げたいと思う。勿論このような人生の短さを嘆ぜしめる如き問題は短時日のうちに解決される筈がない。

(註)　我國では明治四〇年島村抱月氏がはじめて西歐思潮の二大源流をなすヘレニズムとヘブライズムの對立矛盾とその統一を早稲田大學文學部で講義された。

いわばプロコピウスの「ヴィザンツへの斷罪」ともいうべきこの作品は、複雑な諸契機を內包しており、ユステニアンが擁護したとしても尙ローマの傳統が嚴然として存在し、ローマ法についてのウィルケンやL・ミタイス以來の

同私法に含まれる民族法〔E・シュタインは宿命的に否定的であつた〕の深幅の問題又は民族的宗教の問題とともに歴史家の創造的歴史彫琢の試金石になつているように私には考えられる。問題がそのような次元でとり上げられるとすれば、プロコピウス自身の史的インゲヌウムや彼の世界像が暗默裡に前提されているわけであり、又研究對象自體に內在する歴史的實體が確在することの保證がなければならない。

ポリビウス以來の最大の歴史家としてのプロコピウスについては、E・シュタインのみならずG・オストロゴルスキーも之を確認し、F. Uspenskij 以來ヴィザンツ研究の礎石をおいたC・C・Pの學界でも吾々の知りうる範圍で確認されているように思われる。

エウセビィオスにおけるが如き「教會史」(ekklesiastikes istoria)が彼の意圖にも不拘不幸にして實現されなかつたことは痛惜事ではあるが、宗教や信仰の自由が存在したコンスタンチン帝時代から再び墮落したヘレニズムの權化ネロを膨沸たらしめるプロコピウスのいわゆる「ダイモン(惡魔)の主の化身」が支配するローマの傳統やヘレニズムの文明の破壞的新奇の時代にアウグスチヌスの抵抗やいわば人性論におけるが如き教義の創造を期待することは至難なことに私には考えられる。受難の時代をたえぬいた若々しいクリスト教の生誕の時代からクリスト教がいわゆるテウランノスの支配においこまれ、まさに教皇グレゴリュウスによる西歐クリスト教の獨立と解放に向うこの轉期こそ地上の世界におけるバルバーロイのそれと同樣にアネクドータの無限の深淵を形成しているわけであり、私にとつて最も難解な點である。

オストロゴルスキー並びにブレイエは之を簡潔にパンフレットとしており(註)、エルンスト・シュタインは自身の今次大戰における受難者の熱情をもつて高い評價を與えている。そしてこの「アネクドータ」の價値をプロコピウスが支

プロコピウス「アネクドータ」の經濟記事

配者の列に親交を求めなかつたことに原因せしめている。だが私には「M・ブロックの「歴史のための辯明」にもかゝわらず」受難者の外的な觸媒によるヒュウマニズムの目覺めではなく、ヴィザンツの歴史の運動そのもののなかに之を見出したいわけである。

（註）　勿論此處では卅章にのぼる「アネクドータ」のヴォリウムについてではなく、此の作品が歴史家に抱かしめる反撥性からであろう。

作品は作者の手を離れた時獨りあるきすると言われている。從つて人間が再び子供にかえることができないように作品をもつて作者の人間像が完全に再現しうるか否かが問われるべき時期だと私は考える。若しそれが可能だとすれば、人間界や神の世界に完全に自己を移入し得た作者の場合のみであり、また作者が自己と歴史の進展方向との矛盾を超克し、人間界と自己の矛盾を超克した場合にのみ可能であろう。そしてそこでは一切の告白が不必要なときではあるまいか？　だとすればその過程での人間の告白が存在しうる如く社會の告白も歴史家によつてたえずなされねばならない。「アネクドータ」を私はそのようなものとして理解したいわけである。このような形式による歴史の告白は、作者の個性が作者の意識の背後にひそめられ、恰も完全な人間の物語の如き印象を讀者に與えるわけであるが反面それだけに作者の人間性が何等の制約もなく露呈される。しかし史實としての歴史との距離や一般の記述史と異つて事件から突如として人物描寫に移るプロコピウスの筆鋒も考慮せねばならず、この歴史敍述の形式にも古典古代のヘロドトス＝トゥキュディデスやクセノポーン＝プルータルコス＝スエトニウス等々からの進展がうかがわれる。アネクドータがプロコピウスの作品であることはその異論にもかかわらずフェリックス・ダーン（一八六五年）以來確認されており、(註)私自身邦語に移すに當つて注意したがその誇張（世人の風評や夢じらせ）や諛（不公平）（しかしEvagrius (writer of Ecclesiastical History), Agathias (Historian) の如き反證もある）にも不拘彼の戰史やビルディングに緊密に關連し、これらの作品の一部であることを確認し得た。ヴィザンツ研究が今日古典古代學の列に加えられた事の意義を噛みしめ乍らその現代における歴史的意義を考えたい。

（註）　H.B. Dewing は、Suidas (A.D. 10C.) が始めて Anecdota と呼ばれる彼の勞作である他の本を書いた。そこで兩書で、九卷となる。」又は「Anecdota と呼ばれるプロコピウスの本は、……」の（Suidas の）原文をあげているが、Suidas (Soūda) は著者名でなく Lexicon であり、ラテン語から借用され、Fortress 又は Stronghold を意味した。(Oxf. Cl. Dic.) Anecdota の著作年代―A・D・五五〇年。(尙 Cf. Stein. Excursus V.)

プロコピウスの經歴[註1]からすれば、まさしく彼の主著である「ペルシア、ヴァンダール、ゴート戰史」がその最も適切な仕事であつたと言わねばならない。しかも彼がトゥキュディデスの同時代人の如くに語り、ヘロドトスの表現や語句を用い、ヘラスの古典に通曉し、しばしばクリスト敎徒として述べ乍らもヘラスの古代宗敎に深く泌みこんでいる點で。（彼は純粹なアッテカ語でなく當時オリエントに用いたられたギリシア語を用いたとは言え、）全く彼においてはヘブライズムとヘレニズムは對立物としてではなく彼自身において調停されたものとしてあらわれてくる。したがつて吾々はプロコピウスにおける正義や敬虔や人間性（Justitia et Pietas, et Humanitas）が時にはクリストの、時にはヘラスの神々、更には民衆のものとしてあらわれてくることにその首尾一貫性を見失なう程である。更に又彼がグリーン（prasinoi）やブルー[註2]（Benetoi）の黨派についてのべている場合、他面において數々のローマの傳習を語り乍らもむしろアテーナイの政治を膨沸たらしめる。事態がこのようなので、彼のアネクドークの經濟記事もローマ人の行つた多くの

年代記作者の記錄や考證（Tacitus, Cassiodorus, Dionysius Halicarnasos, Etc.）に基くというよりはむしろ前述の如き見聞や當時の民衆の間に廣く流布された夢語り又は風評に基くものであり、ベリサリュウス自身に關する記述、又は彼がヴィザンツにベリサリウスと共に歸還し、（A・D・五四二年）Illustris et Senator のランクについた以後の記述以外ローマ人の正確さをもつて書くにはあまりにもヘレネス的であり、あまりに戰史の仕事に多くの時間を費しすぎた（A・D・五六五年沒）といわねばなるまい。（註3）とは言え、コーデックス・ユスティアヌスやコルプス・ユリス・キヴィリス又はプロークに豐富にもられた經濟事項に對し、アネクドータはヘロドトスの具象性をもつて吾々に迫る。

古代の記述史というより Cursus (the accentual rhythm) をもつた Prosa の感性をもつて書きつづるプロコピウスの筆致は、勿論吾々の時代の古代史學とは距離の遠いことはまぬがれ得ない。したがつて國制（Politia）について語る場合でもプラトーンやアリストテレスに比し彼はより歷史的（性格探究的）であり、前者の有機的な又構成的な敍法に對し、その起伏の度は著しく廣汎である。ヴィザンツ帝國の廣大さと歷史の深さがしからしめた點もあろうが何よりもまず彼は歷史の審判者としてあらわれる。このような事情を考慮して以下年代順というよりは事項を追つて問題をとりあげる。

I Monopolies (Monopolia)

プロコピウスの經濟記事の集中的にあらわれてくるのは、K（XX）以下であろう。その際アネクドータがユスティアンの獨裁的というよりは專制的な性格を描くべく企圖されていることからユスティアンの統治下における役人の專橫が筆誅の對象となつている。彼は獨占の起源について次のように語る。

『ユスティアンは、ヴィザンツの公衆に對して市長（Eparchon）（註4）を任命した、そしてこの者は商店をもつ者からその收入を分けとり、之らの商人にすきな値段で商品を賣る權利を與えることを計畫した。そこで生活必需品の價格は今までの三倍に騰貴し、しかもその物價騰貴の責任を誰にも追求し得ないという狀態になつた。そして市民は大損害をうけたが王室はその稅收で富み又之らの恥ずべき行爲に加擔する者たちが金持ちになるチャンスをねらつた。そしてその權限を利用して物價をつり上げ、賣却する商品にもごまかしをやつた。このようにしてユスティアンは多くのいわゆる獨占を設定し、このようないまわしいことをやろうとする者に臣民の安寧をうり渡した。かくて彼は取引の價格を破壞し、彼と結んだ者に好きなように取引を管理することを許した（註5）』とのべている。處で獨占については、古典古代のアテーナイ又はヘレニズム時代にも知られており、ユスティアンの獨創によるわけではなく、又 Codex Justinianus, IIII, LVIIII, 2. にコンスタンチンがすでに “monopolium audeat exercere”（獨占をあえてする）とか又は “Si quis antem monopolium ausus fuerit exercere”（亦若し誰かあえて獨占を行うなれば）とか更に “Si in prohibitis monopolias.....commissas forte”（強いて獨占の禁を犯せば）……（金四〇リーヴルの罰金に處すべし）とのべている如く何等新奇な現象ではない。しかし問題は、この獨占が民衆の經濟生活を破壞する手段に轉化した點であり、ユスティアンの國家の專制的性格が浮き彫りにされている。（しかし乍らこの獨占は、現代の經濟法則に支配されたいわゆる國家獨占資本主義下のそれとは素より著しく相違し、法的なものからそれが皇帝の專制權力に從屬してゆく點で、經濟力に乏等の國家權力を從屬せしめる過程での獨占と異つている。）

II Air Tax (Aërikon)

プロコピウス「アネクドータ」の經濟記事

これについてプロコピウスは『Praetorian Prefect (Praitorion Éparxos) は、正租に加えて毎年、三 Centenaria[註6] 以上を強要した。之に對してユステニアンは“air tax”（aerikon）という名をつけた、思うにそれは正規なまたは慣習的な租稅ではなく、恰も空中から生ずるように幸運が得られたことを暗示するためだろう。けれどこのようなことはユステニアンの惡事と呼ばれねばなるまい[註7]』と述べている。

ところでこの稅は、ユステニアンの獨創になるものらしく、H.B. Dewing は『aerikon は、ユステニアンによってはじめて制定され、プロコピウスによれば、通常稅への追加として賦課された。そしておそらくこの稅は、アラブのもとでもずつと繼續したらしい。

だが多分複數で Aerikà とされた場合、それは單に extraordina (extraordinaria) の別名にすぎぬのではないだろうか』として Papyrus London, IV, 1338. 5 にみられる “Χρυσινῶν δημοσίων καὶ ἐστραορδίνων καὶ λουτῶν στίχων.”（金の正常及び異常の又爾餘の行の）（租稅（φόρος）？筆者）をあげ、Liddell and Scott Lexicon が“Tax on lights”と之を呼ぶのをあやまりだと指摘している。

事態がこのようなので『ユステニアンは、ローマ帝國のいたるところで最も卑賤な人間をえらび出し、收賄のために之等の者に役職を多額の金でうりつけた[註8]』つまり官職賣買を行つた。そして『これらの者は都市の金を高い利子で銀行（Trapeza）から借りうけ賣手に支拂つた[註9]』のであるが之等の債務の支拂額が市民から强奪されたことは言う迄もない。しかし『ユステニアンは一層恐れげもなく、公然とアゴラの公衆にアルコンの職の値段をかけ合つた[註10]』のであるが之は役職につく者に對し『何等の損害も公衆に與えてはならない[註11]』（A・D五二七年）という誓を行う法を發布した一年もたたぬ後のこととするとローマにとつてはまさに異常なことである。ユステニアンはまた『ビザンツや他の都市で最も價値があると考えられていた官職を以前のように賣却せずに傭人（misthotós）をさがし求めて……之に賃拂いをし、盜んだものをすべてユステニアンに引渡すように命じた[註11]』とのべているが之は恐らく古典的ローマの Publicani からの推轉であり、ユステニアンの獨創によるものではないように思われる。

iii) Coëmptio (Synonē)

この問題につきプロコピウスは正當にもヴィザンツの穀物流通事情から始めている。『ある時ヴィザンツへ多くの穀物の糧食が輸入されたがその大部分が既にくさつていた、そこでユステニアンはそれが人間の食に適し得ないにも不拘、東方の各都市にそれを比例的に割り當て、しかも通常上等な穀物が賣られる價格よりずつと高價に割當りあてた。そこで買手はこの負擔になる價格に多額のかねを支拂つたのち、この穀物を海かあるいは水溜りに投捨てねばならなかつた。しかし一方國庫に完全なまだ腐つていない大量の穀物が貯えられていたので、ユステニアンは穀物を要求している多くの都市にそれを賣却しようと決めた。かくてユステニアンは國庫が小麥の貢納で豫定していた貨幣額の二倍を獲得した。しかし次の年に穀物の收穫が同じように豐饒でなかつたので、穀物船隊は必要とされたよりずつと少ししかビザンツへやつて來なかつた。そこで「この仕事を司つている上述のような惡德役人の」ペトロスがビトニア（Bithynia）やフリギア（Phrygia）やトラキア（Thracia）の地方で大量の穀物を買おうと決めた。そこで此地方の住民は、ひじように苦勞して海まで荷物を運び、危險を冒してそれをビザンツへ供給したが、それに對して少い比率の代價しか受け取れぬように强制されていた。このような大損失のために、住民たちはむしろこの穀物を政府の倉庫に引渡し、またほかに「穀物」代金を預託することが許される事を望んだ。これが Coemptio (Synonē) と呼び慣

プロコピウス「アネクドータ」の經濟記事

られされていた負擔である』[註13]と。

Preisigke, wörterbuch der Griechischen Papyrusurkunden. によれば "συνωνή" 又は "coëmptio" は實際上、この處置を徴發たらしめたような價格での政府による買上げであり、この實施はエジプトでよく知られていたとされている。だが昨年の Journal of Hellenic Studies で紹介された Allan Chester Johnson と Louis C. West の共著 "Byzantine Egypt: Economic Studies" では遺憾乍らこの問題についての事項を見出すことはできなかつた。

プロコピウスはこのような性格の Coemptio をもう一度軍制や農制に關連してのべている。『農地の所有者は、各々所有者の貢租の大きさにしたがつてローマの軍隊に給養せねばならなかつた。そして丁度その時期が要求に適しなくとも、可能であり又決定された場合には、その土地で食糧がたまたま農地所有者の手許にあるかどうかを調べもせずに査定額がひき渡された。そこでこれらのあわれな者達は〔自分がうけ取るより〕ずつとはるかに高價な値段で〔市場で〕買つて、糧食を軍隊や軍馬に供給せねばならず、また兵舍が農園から遙か遠方にある場合でも兵舍が存在している場所へそれを運び、たとえそれがすべての者に常規（nómos）でなくとも、要求通り駐屯軍の長（chorēgos）に配達することになつていた。……そのためにすべての農地所有者が出血する（ekneurizo）ということになつた』[註14]と。現在吾々の社會ではこの出血するというのはコストを割るというような通俗な經濟用語として用いられているわけであるが、ここでは膃を切るといつた古典的表現である。このために農地所有者は以前の十倍を下らぬ額の貢稅を支拂い。軍隊に輸送するだけでなしにビザンツへしばしば小麥を直接供給するために苦しんだ。この外にプロコピウスは Epibole（賦課）や Diagraphē（按分稅）について語つているが前掲の Johnson の共著によれば、當時のエジプトにも之等が施行されているので省略するがロストラゾェフやその他のヘレニズムの社會經濟史研究者が初期の東方研究に當つてギリシアからエジプトや小アジアにその關心を移したと同じことが、ヴィザンツ時代についてある程度言いうるように思われる。（尙 Rostovtzeff, Social and Economic History of the Hellenistic World. Vol. III. 中特に第二卷參照。）ただその場合ヴィザンツの屬領の制度がヴィザンツの自由民に對して與える影響がいかに强烈であり、異常な時代における支配國の國民の社會經濟的自由が如何に被支配國の自主性と自由にその限界を劃されていたかを指摘するにとどめる。（Cf. E. Stein, Ibid p. 199-203.）

四　Landowner (kektēménos—agrorum possessor)

上述のような事情のもとでユステニアンの治下の役人（archon〔magistratus〕）が土地所有者に行つた壓迫は、すべてユステニアンの責任だというのがプロコピウスの論理（ロジク）のようである。そこで『アルコンが暴行し、掠奪した最初のものは、土地所有者であり、それについて述べれば外の事情も明かになる』[註15]という風にのべる。ところで『ローマで代の皇帝の昔からのしきたりになつていた。しかしユステニアンはそのようなことを卅二年間臣民についぞ行わなかつた』[註16]。そのために貧窮者たちは逃亡し、二度と戻らないようにせねばならなかつた。かくて脅喝者たちは、古くからは、貧窮者や債務の未濟者がしじゆう首をつつたり、又租稅徴集者が債務のない者から間違つた通達で金錢を强奪する口實を與えないために、一回限りでなく、しばしば國庫への債務の殘額をすべての臣民に贈與することがローマの歷その地方に課されていた貢租より少い程度の租稅しか拂つていないとのかどで乞等の貧民を糾問でおどかしつけ、くるしめた。そこで貧窮者は、貢租の新たな支拂（がかかつてくること）や永年の間、自分と無關係な貢租で重い負擔

を負うのを恐れ、多くの人々が自分の財産を脅喝者や國庫にひき渡して立去つた。』[註17]その事に加えてペルシヤ人やサラセン人がアジアの土地（Asias gen）を掠奪し、フン人やスラヴ人及びアント人[註18]がヨーロッパ全體を掠奪したのでその荒廢は慘澹たるものであつたが、ユステニテンがアナスタシュウス帝（A・D・四九一―五一八）と同じようにこつけいにも之等の人々に七年間の徴稅猶予期間をみとめたとすればその掠奪や破壞が極端にひどかつたことの證據にすぎないとプロコピウスは推論し、之等のバルバーロイよりももつとユステニアンの亂暴の方が大きな不幸を民衆に齎らしたと彈劾する。〔ユステニアンのバルバーロイへの莫大な贈與にも不拘、彼の壓迫から起つたベリサリュウスのイタリアの民衆に對する破壞行爲についてもプロコピウスは同樣に論じている。〕

五　Soldier (Stratos)

以上の事情からここで、軍制一般について述べるのは適當でない。しかしプロコピウスが問題としている限りの範圍内で之に觸れることは避けがたいことであろう。プロコピウス自身ユステニアンが兵士に行つたことを沈默に委ねるわけにゆかぬとして軍制への Logothetes[註19]の經濟的壓迫をのべているからである。之等の官吏はユステニアンから財貨の徴集を命ぜられ、その徴集額の十二分の一の着服が暗默裡に約束されていた。

ところで當時ローマの兵士の支拂は全て法律通りに年々支給されず、また若くて兵役についたばかりの兵士の收入は少なかつた。しかし永年軍務に服し、すでに兵役名簿の中頃にその名が載せられているような者は、ずつと多くの給料をもらつていた。そして老齡になり軍隊を解雇される段になるとその支拂は著しく多くなり、除隊後それで私生活をおくるのに充分であり、一生安樂に暮し、家族にも若干の慰安を與えることができた。

だが Logothetes は今や死亡した兵士や除隊した兵士の位よりずつと下位の兵士をその地位に引き上げ、國庫からの支拂を年齡にしたがつて統轄した。しかも之等の兵士が頻繁におこつた戰爭のために一どきに大勢死亡しても〔兵籍〕名簿から死亡者の名前を除くことを許さなかつた。しかし乍ら永い間〔兵籍〕名簿が滿されぬ結果、兵士の數がいつも不足し、國家にとつても又死亡者のためにおしのけられてその位よりずつと少い支拂をうけとる生き殘りの兵隊にとつても又最後に結局その全期中兵士の金錢をユステニアンに配當せねばならなかつた Logothetes にとつても不利なことが解つた。之等の官吏の兵士に對する數々の壓迫のうちでも、軍務にはげむことができぬ者を探すという理由で近衞兵を（en palatioi phulakon）を全ローマ帝國に派遣し、不幸な兵士たちからその者が役に立たず、老齡になつたという理由で、ベルト（Zonas）を奪い、そのために之等の者をアゴラの公けの場所で信心深い人に食物を乞うという狀態においこみ、殘りの兵士たちを脅かして巨額の貨幣を強要したことは、ローマ人にとつて最大の悲しみの種子をうえ付けた。ローマ人がイタリアでその軍事行動をくじかれたのはそのように兵士に戰爭の熱意を失わしめたことが原因となつていたようである。〔更に重大な要因として、ベリサリゥスがイタリア人の財寶を掠奪し、殘虐な行爲を行つたためにイタリア人がゴートやトーティラに國民的な支持を與えたことがあげられている。〕[註21]

このことはテオドリックやゴートのイタリア支配の間にも行われたので、テオドリックが寬大にローマの傳習を尊重したにもかかわらずローマの兵士は飢と貧困に苦しまねばならなかつた。その他ローマの國境を防備した limitanei (Soldiers of the frontier lines)[註22]の給料を四、五年もおくらしたり、戰時中の給料未拂分を和平が結ばれた時之等の兵士も和平の恩惠をうけるという理由で國庫に贈與するように強制した。そしてまた宮廷を護衞する Scholarii[註23]と呼ばれ、戰爭に參加しないのでローマ人が「過剩員」"superarithmos" と呼んでいた者をひきあげて戰爭に參加させ

るとおどかし、その給料を支拂わなかつた。このようなことはDomestici や Protectores と呼ばれた宮廷の宮內員にも行われ給料の未拂が起つた。したがつてローマに古くから行われた五年目毎に皇帝が各兵士に一定額の金（5 Stater〔1 Stater=20 dracmae〕邦貨約一萬圓）を贈與するというような慣習もユステニアンの三二年の統治の間ついぞ一度も行われずにいるとプロコピウスは嘆じている。(註24) さらに支拂われた貨幣額も量目のひき下げられた貨幣で行われたと思われることの暗示が廿二章（三八行）でみうけられる。處で、プロコピウスが Stater と呼んでいる“Solidus”（the standard gold coin）は 210 obols から 180 obols にひき下げられた（二五章十二行）。この obol（戰前の七錢五厘）がどれ程の價値をもつていたかは、プロコピウスが『丁度生きて行くに充分なだけ、つまり三 obols で』（二二章五）と明示しており、もしそうだとすればユステニアンは 1 Stater 毎に三十日分の生活を民衆から收奪したわけである。更にユステニアンは之等の兵士の宿舍についても之を民衆の負擔とすることにぬかりはなかつたようであり、民衆は兵士を一番上等な、最も貴重な部屋に住まわせ、その期間中自分達は離れの小屋に住まわねばならなかつた。從つてビザンツでは住居の所有者は、約七萬人のバルバーレンにその家をあけ渡し、そこから一文の報酬も受けとり得なかつた。(註25)

このような事態は吾々の社會の異常な體驗によつて不幸にも容易に理解しうる事項である。

六　Mercatores (emporos), Nauta (Nautēs), opera (Banausos)

ユステニアンは、まず關稅の操作によつて、之等の人々に働きかける。プロコピウスによれば、ヴィザンツの海峽の關門であつた Hellespontus には元來公的な稅關がなく皇帝から派遣されたアルコンが常駐して、皇帝の認可なしに武器をつんだ船がビザンツへやつてきたり、又役人の許可書や認印なしにそれらがビザンツから運び出されるのを監視していた。之等の者は皇帝から俸給を支給され、又その仕事の報酬として正當な稅をとつて、海岸に定住するバルバーロイに武器が輸出されぬように監視した。しかしユステニアンは、二名の役人を派遣し、公的な稅關を設定し例によつて財寶の掠奪を企圖した。そしてこの役人たちは皇帝に好意を示すことにしか腐心して居らなかつたので船の積荷から貴重品を全部掠奪した。そしてユステニアンはその腹心の者をその役に任命してこの掠奪を强化するように命じたので船主（nauclēros）は船の價格だけの罰金を課されたり、リビアやイタリアに積戻りを命ぜられたりした。そこでこれらの人々のうちのある者は、積戻りすることを好まずそれ位ならむしろ船を燒き捨てた方がよいと考えた。〔おそらくこれは役人の專橫だけでなく、船のりの緣起をかつぐ氣持が手傳つていたのではないだろうか？Neptunus (Poseidon), Mercurius の加護を信ずる人々は、そのような侮辱（ubris）に耐え得なかつたと思われるからである。〕

しかしこの海運の仕事で生活しつづけなければならなかつた人々は、輸入商（emporos）から三倍の料金を（misthos）徵集した。そこで又 emporos は、その商品の買手から損害を癒すという結果になり、ためにローマ人は飢え死するような目にあわされた。

先に『獨占』の一般的な災害についてのべたわけであるがプロコピウスは、ここで(註26)被害者たちの社會經濟的な構造を描きはじめる。ところでユステニアンは殆んどすべての商品を獨占のもとにおき、その買手を毎日くるしめたのであるが衣服（esthēs）を賣る店だけは手をふれずにおいた。しかし今やそれすら例外をなすわけには行かなかつた。(註27) 絹でつくられた外衣（imation）は昔からフェニキアの Beirut 及び Tyre 市でつくられるならわしになつており、

プロコピウス「アネクドータ」の經濟記事

この品物をつくる商人（emporoi）及び職人（Technitai）が昔からここに住み、ここからあらゆる土地にこの商品が送られていた。しかし之等の人々は今やローマの關稅が高くなり、またペルシアから原料を今迄より高く買うことになつたのでその商品の價格を引きあげた。そこでユステニアンはそれにつけ込んで外衣一ポンドを金貨八枚以上で賣つてはならぬとの法を發布した。勿論輸入商はこの商品を高く買つていたので仕方なしに貴人にひそかに（闇で）賣却した。しかしそれを聞き込んだ皇后（テオドーラ）はよくしらべもせずにすべての荷物を沒收し、金1 Centenaria の罰金を課した。又役人も之にまけずに染料の獨占で職人から搾りとつた。しかもこの獨占は輸入商（emporos）だけでなく小賣商（kapēlos）にまで及んだ。そこで手工者（Banausos）や手職人（Cheironaktes）は飢のために市民の身分を變えてペルシアに逃れ去つた。（Sulvianus, De guvernatione dei（A.D. 440）を思わしめる）そして國庫の長のみが一人たえずこの商品を管理し、その收入の一部を皇帝にひき渡す限り民衆を犧牲にして富み榮えた。しかしユステニアンがアレクサンドリアの穀物の獨占を行い一メディムノスも他人に買うことを許さず、またディオクレティアンがアレクサンドリアの貧民に施していた穀物を二百萬メディムノスも年々國庫に收奪したことに較べれば絹の衣服の仕事にたづさわる人々の不幸は輕微であつたかも知れない。このようにユステニアンはローマ帝國の全階層に、セナトールから貧困者や癈疾者に至るまで破壞的な打擊を與え公的な扶養（Sitesis）まで收奪した。プロコピウスが擧げている公共の建物や公共の浴場、敵國（ペルシア）に送るスパイへの支拂金、公共のファンド（前哨の民兵の基金迄）等々への破壞作業は、正しくユステニアンのデモーニッシェな性格（ethos）を示すメルクマールとなる。（註28）

七　Ecclesia

ユステニアンが金品の贈與を受けてクリスチャンや教會に對して不聖な行爲を行つたことが二十七章から廿八章で摘抉されている。しかし彼は金錢の贈與を受けて尙その贈與者に對しても不聖な行爲を行い、自己の命令を無視し、又教會に對して卅年の時効期限を百年に延長する（ut ecclesia Romana centum annorum habet praescriptionem... A.D. 535 in Novella IX. (1-2)）ように命じ、之を五四一年に再確認している。（A.D. 541. Novella CXI.）プロコピウスは之を文書僞造事件に關連せしめているが、教會が受けた經濟的打擊は著大であつたと思われる。プロコピウスは此の法律によつて教會は『百年間たつぷり彼等に屬する權利の行使を妨げられる』（廿八章九）とのべている。又ユステニアンがユダヤ人に Passover (Paschalian) の祭を禁じた行爲はプロコピウスの眼に宗教的利己主義として映じているようであるが此處では省略する。

八　Statio (Stathmos)

諺にもあらゆる道はローマに通ずると言われているように、一揆や諸侯の侵入を懸念し、旅人の遭難した荷物を盜掠するために道路を荒廢または遮斷し交通稅を徵取した中世と異り、ローマでは貢稅の運搬や通信のための驛遞及び交通や軍隊移動の必要上、公共のコース（dēmosios dromos）が設けられ、身じたくのよい旅人が一日で踏破する道のりに八つ或いは五つ以上の宿驛がつくられていた。（註29）そして各宿驛には四〇頭の馬とこの馬の數に比例した馬丁（ippokomoi）が配置されていた。そしてよく點檢された馬の頻繁な乘繼で（つまり早馬で）急用を達する者は一日で十日

の道のりをかけ通した。（約二百マイルに當るらしい。）そして農地所有者は、彼の農地がたまたまそのコースの内側にある場合には、毎年之等の馬や馬丁の給養のためにその收穫物の餘剩分を賣却して利益を得た。

勿論之はカトーやヴアルロの農書にみられるような市場目あての農業生産というよりむしろ偶然的な餘剩生産物の賣却であり、いわゆる商品生産のあるところ必ず交換價値が問題となるといつた性質のものではなかつた。したがつてユステニアンがこのコースを廢棄して海上のコースを强制し、そのために小舟で危險を冒して航行したり、また或るコースに馬の代りにロバが配置されたりして宿驛の需要がなくなると之等の農地所有者はたちまちその收穫を腐らしたり又むだにしたりしてその利益を喪失してしまつた。更に又ローマが進軍の際に非常な不利を招いたことは言うまでもない。

此章ではこの外にユステニアンは、カエサレアの大地主が 3 Centenaria で購入した Porphyreon と呼ばれた村を詐取したことがのべられている。

以上のような皇帝ユステニアンと皇后テオドーラが國政の上に加えた新奇な破壞行爲からプロコピウスは、彼等が人間であるか惡魔の主であるかはその死んだときに明らかになるだろうと結んでいる。まさにアネクドータは『その時代の發展の眞價を認識し得ず、世界が何れの方向を志向しつつあるかを認識し得ぬ反動者の記錄である』とするDewing（譯者序文—The Loeb classical library. X）の言はこの原典の譯業にたずさわれる者の等しくいだく感慨であろうが、私は依然としてアネクドータを『歷史の告白』とする私の考えを變更しない。そしてそれこそがアネクドータを惡意のパンフレット、苦しくはプロコピウスを惡意のパンフレティストだとするオストロゴルスキー並びにブレイエ（註30）の見解からこの作品を救い出す歷史の大道だと考える。歷史の異常な時代には最も深く歷史の絶望の淵に沈潛した者が人間を救いうるのである。

（註1）五二七年ユステニアンの將ベリザリュウスの法律顧問及祕書となり、ベリサリュウに從つて轉々し、五二七年—メソポタミア、五三三年—アフリカ、五三六年—イタリアに渡る。

（註2）Βενέτος (Veneti=Blue). Cf. Bury's Edition of Gibbon Decline and fall of the Roman Empire, IV, 220 ff. —ユステニアノス、及テオドーラが之をひいきにする。II. xi. 32. (Anecdota, xvii, 3)

（註3）アネクドータが書かれた五五〇年は、戰史の完成直後と思われる。五六五年歿。

（註4）A perfect of the City, Cf. Chap. ix. Toi Tes Poles. Eparchon.

（註5）Ibid. κ′ (xx) 1-5.

（註6）百ポンドの金貨。

（註7）κδ′ (xxi) 2.

（註8）Ebenda. 9.

（註9）Ebenda. 13.

（註10）Ebenda. 18, 19. 尙 κβ′ (xxii) 8, 9. 參照。

（註11）Codex Justinianos I. 31. De officio magistri officiorum, (Ann. 527)（但しプロコピウスにはユステニアンの治世（年代）の指示なし。）

（註12）Ebenda. 20-21.

プロコピウス「アネクドータ」の經濟記事

（註13）κβ′（xxii）14–19.

（註14）κγ′（xxiii）11–14.

（註15）κβ′（xxii）40.

（註16）A.D. 518. ユスティニアンが叔父ユスティン（Justinus）の共同統治者となつた時から數えるわけで少くともアネクドータの目附は518+31年となり、五四九年以降になる。

（註17）κγ′（xxiii）1–6.

（註18）スラヴ人の文族。

（註19）Logothetes……王庫の官史。κδ′（xxiv）1–2.

（註20）ε′（v）

（註21）ε′（v）

（註22）多くアルメニア人から選ばれた。

（註23）一種の紫瘢で臆病者や戰爭ぎらいな者又は奴隷でも金を拂つてこの役務につき得た。

（註24）κδ′（xxiv）29.

（註25）κγ′（xxiii）24.〔尙この節での騎兵、歩兵、水兵の說明の省略は、許されるであろう。〕

（註26）κε′（xxv）13 以下。

（註27）Vgl. Ostrogosky, Geschichte des Byzantinischen Staates. 61 und 304. s.s. Ernest Stein, Histoire du Bas-Empire. p.p. 102, 298, 769–773, 843–845. Procopius, viii. xvii.

（註28）κθ′（xxix）38.『若し〔誰かが、それを〕欲するならば、之等のことから皇帝ユスティニアンの性格（ēthos）を實證するがよい。』

（註29）λ′（xxx）

（註30）Louis Bréhier, Vie et mort de Byzance. p.34. La civilisation Byzantine. p.349.

（附註）今 Loeb Classical Library の Text といえば、Haury, Teubner Text. 1905–1913 が用いられ、『アネクドータ』の卷三には、次のものが註釋に參照されている。

1623. Alemannus, Procopii Caesariensis, V.I., Arcana (Secret) Historia, qui est liber nonus Historiarum (Editio princeps)

1838. Dindorf, in Corpus Scriptorum Historiae Byzantinae.

1899. Krašeninnikov, Procopii Caesariensis Anecdota quae discuntur.

1906. Haury, Procopii Caesariensis Opera Omnia, Vol. III.

1928. Comparetti, Le Inedite (Unpublished), Libro Nono della Istorie, di Procopio di Caesarea; edizione postuma da Domenico Bassi.